

安心して国内旅行をお楽しみいただくための

国内旅行傷害保険ガイド

PayPayカード株式会社

【国内旅行傷害保険引受会社】

三井住友海上火災保険株式会社

1. 補償内容と保険金額

※被保険者はPayPayカード ゴールドの本会員および家族会員です。

※下記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款、クレジットカード用国内旅行傷害保険特約および付帯される特約に基づきます。

※カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

| 担保項目 | 公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故 | 宿泊火災 傷害事故 | 募集型企画旅行参加中 傷害事故 |
|----------------|---|--|--|
| 保険金額 | <p>死亡・後遺障害保険金額(注1) 5,000万円 入院保険金日額(注1) (プランチャイズ7日 (注2)) 5,000円 通院保険金日額(注1) (プランチャイズ7日 (注2)) 2,000円</p> | | |
| 保険金をお支払いする主な場合 | 被保険者がPayPayカードゴールドにより公共交通乗用具搭乗券の料金を予め支払い、公共交通乗用具（注3）に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の手術を受けた場合 ⑥通院された場合 | 被保険者がノーカーポンシステム（注4）を利用して予約を行った宿泊施設に宿泊中、または予めPayPayカードゴールドで宿泊料金を支払った宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被つたケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の手術を受けた場合 ⑥通院された場合 | 被保険者がPayPayカードゴールドにより宿泊を伴う募集型企画旅行（注5）の料金を予め支払い、募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の手術を受けた場合 ⑥通院された場合 |
| お支払いする保険金 | ①死亡保険金（受取人は被保険者の法定相続人） ②後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100% ③入院保険金日額×入院日数（ただし、事故の日から180日以内の入院でかつ180日が支払の限度） ④手術の種類に応じて所定の倍率（10倍、20倍、40倍）×入院保険金日額 （ただし、手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る） ⑤通院保険金日額×通院日数（ただし、事故の日から180日以内の通院でかつ90日が支払の限度） | | |

(注1) 他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害、入院、通院保険金の保険金額・保険金日額は合算されず、いずれか高い方がお支払限度となります。

(注2) 事故の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

(注3) 公共交通乗用具とは…航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス等をいいます。

(注4) ノーカーポンシステムとは…カード加盟店である旅行業者にカード会員であることおよび予めカードで宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

(注5) 宿泊を伴う募集型企画旅行とは…旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認下さい。

2. 保険金をお支払いできない主な事故

- 保険契約者・被保険者 保険金受取人の故意による事故
 - 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争・騒じよう等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
 - 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他有害な特性による事故
 - 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
 - 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
 - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
 - 地震・噴火・津波による事故
 - 原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症) または腰痛で他覚症状のないもの
 - 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- ※危険なスポーツとは…・アイゼン、ピッケル等登山用具を使う山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハング グライダー搭乗、超軽量動力機（マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険 な運動をいいます。
- ※スキーバイディング中の事故によるケガは補償されます。
- 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故
 - 事業路線を除き被保険者が航空機を操縦している間の事故

★既往の身体の傷害や疾病的影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病的影響により、当該事故による 傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払します。

保険金請求に必要な書類

| 必要書類 | 保険金種類 | 入院・通院 保険金 | 死亡 保険金 | 後遺障害 保険金 |
|--------------------|-------|--------------|-----------|-------------|
| 保険金請求書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 診療状況報告書 | ○ | | | |
| 同意書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 診断書 | ◎ | | | |
| 後遺障害診断書 | | | | ◎ |
| 事故証明書（注1） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 死亡診断書または死体検案書 | | ◎ | | |
| 除籍謄本・相続権者の戸籍謄本・委任状 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 印鑑証明書 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| 参加主催旅行の日程表 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| カードの利用を証明する書類 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いすることがあります。

※なお、診断書料は保険金支払いの対象となりません。（保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況報告書」に記入していただくことにより診断書のご提出を省略できます。）

（注1）自動車安全運転センターなどの公共機関、または駅長・船長の発行する事故証明書、募集型企画旅行会社の事故証明書が必要となります。

事故受付、お問い合わせ先 (年中無休・24時間)

●PayPayカード旅行保険デスク（三井住友海上）

0120-030-802 (フリーダイヤル)

※上記フリーダイヤルは一部の電話からは繋がらない可能性がございます。

その場合 018-888-9805 におかけください。

ただし通話料がかかりますのであらかじめご了承願います。